

平成20年度機関保証制度検証委員会報告書

本委員会での平成20年10月から平成21年3月までの4回にわたる審議の結果を、以下のとおり取りまとめましたので報告します。

1. 機関保証制度の財政収支等の検証結果について

(1) 外部シンクタンクによる財政収支シミュレーション等の結果

- ア. 奨学金事業全体、および平成16年度より導入された機関保証制度利用者に関する最新の返還・延滞状況を分析し、今後の機関保証制度利用者の想定代弁率を推定したところ学種やデータ時点により跛行性があるものの、総じて制度構築時に想定していたものより上昇するとの推定結果となった。ただし、制度利用者の返還・延滞データがまだ十分に蓄積されていない中での想定であることに留意する必要がある。
- イ. 上記の想定代弁率を基に、現行保証料水準での機関保証制度財政収支をシミュレーションしたところ、中期的には単年度収支が赤字となる可能性がある。
- ウ. 一方で、日本学生支援機構においては、回収強化のための各種施策や多重債務化防止に有効な個人信用情報機関の活用等、延滞を改善するための取り組みが現在行われているところであり、これらが奏功することで、代弁率の低下を通じ、機関保証制度の今後の財政収支は上記シミュレーションより改善する可能性が想定される。
- エ. ①今回の検討タイミングは、機関保証制度利用者の本格的な返還が開始されてまだ間もなく、実績データ数の不足から想定代弁率の精度が未だ十分ではないと考えられること、②今般の財政収支シミュレーションの結果から、今後の回収強化策等の施策実行による一定の効果実現と併せ、保証料改定等の抜本的対策を緊急にとる積極的な理由は少ないことから、当面は現行保証料水準を維持しつつ、まずは、回収強化策等の関連施策を着実に実行していくことに注力することが適当である。
- オ. 今後は制度利用者の返還・延滞状況に関するデータが充実し、また、回収強化策等の実際の効果も把握可能となっていく。加えて、求償権回収管理の実績が蓄積さ

れていく。今回の分析結果に基づき拙速な制度改正を行うよりは、今後3年間程度は現状の制度を維持しながら、制度の財政収支の健全性悪化のリスクを継続的にモニタリングし、その後、制度の再検討に臨むことが望ましい。

(2) 本委員会での検討結果について

現行保証料水準では、中期的には単年度収支が赤字になる可能性があるものの、機関保証制度が開始されてから日が浅く、実績データ数の不足から想定代位弁済率の精度が十分ではないことや、今後、日本学生支援機構において延滞を改善するための回収強化策が実施されることを考慮すると、現時点では直ちに保証料率を引き上げる積極的理由は見受けられない。外部シンクタンクのリスク分析結果にあるように、回収の実績データの蓄積や回収強化策の効果が顕われるまでの当面3年程度の間は現行保証料率を維持しつつ、制度の財政収支の状況を毎年度検証することが必要と考える。なお、今後蓄積される情報をもとに、いくつかのシナリオを想定し、それぞれのシナリオにおける対応策を引き続き検討していくことも必要であろう。

また、機関保証制度の財政収支の健全性には、保証料率、代位弁済率のほか、保証料の運用利率、代位弁済後の求償権回収の実績が大きく影響することとなる。日本学生支援機構及び(財)日本国際教育支援協会は、機関保証業務も教育施策の一環という観点を踏まえつつ、延滞率の改善、代位弁済後の求償権回収に努め、財政の健全性、安定性に寄与するよう今後の一層の努力を期待したい。

2. 具体的事項についての意見

当検証委員会において、機関保証制度について各委員から下記のとおり意見があった。日本学生支援機構及び(財)日本国際教育支援協会は下記意見を踏まえ、機関保証制度が適正に機能するよう、すみやかに対処することを期待したい。

(1) 日本学生支援機構において実施または検討すべき事項

- ① 延滞者に対する督促を強化し、代位弁済請求件数の圧縮を図るべきこと。また、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」で指摘された回収強化策は、可能な限りすみやかに平成21年度中に実施すること。
- ② 返還の意思のある学生に対しては、返還期限猶予の取扱いや分割返還の制度を活用すること。
- ③ (財)日本国際教育支援協会にも代位弁済後の返還期限の猶予制度があるが、

代位弁済までの間、返還期限の猶予の可能性がある場合は日本学生支援機構で処理を行うこと。

- ④ 日本学生支援機構は、適切に保証機関に代位弁済請求を行うこと。ただし、例外的に、代位弁済請求の要件を充たさず、保証機関に代位弁済請求することができない場合は、日本学生支援機構は機関保証加入者への法的措置を速やかに実施すること。
- ⑤ 機関保証制度加入者について、代位弁済されたからといって返還の必要がなくなるわけではなく、むしろ、保証機関から一括返還の請求が行われる等厳しい状況になることを周知徹底すること。
- ⑥ 現行の延滞1年の代位弁済請求時期については、ただちに変更を要するものではないが、日本学生支援機構における督促の強化や人的保証選択者への法務処理の早期化等を勘案し、今後の代位弁済状況も加味しつつ、検討を行うべきこと。
- ⑦ 延滞者属性の把握に努め、引き続き制度の改善について検討を行うこと。

(2) (財) 日本国際教育支援協会において実施または検討すべき事項

- ① 代位弁済後の(財)日本国際教育支援協会の求償権行使が今後の制度の健全性に影響を与えることから、その管理、回収の体制の強化を図ること。
- ② (財)日本国際教育支援協会が実施している代位弁済審査会には、審査の透明性・公平性確保の観点から、第三者の活用を検討すること。

(3) 日本学生支援機構・(財)日本国際教育支援協会において実施または検討すべき事項

- ① 代位弁済基準の運用が恣意的なものとならないよう、現在の代位弁済基準の抽象的な部分は、客観的にある程度判断できる、できるだけ明確な基準に見直すべきこと。
- ② 請求未了の大きな要因である住所不明者に対する十分な対策を講ずること。ただし、住所変更については本人に届出義務があることから、住所不明者に関しては延滞状態を長期間放置するのではなく、十分な調査を講じてもお、

住所の判明しない者については代位弁済請求を行うこと。

また、その調査の具体的な内容について別途日本学生支援機構及び（財）日本国際教育支援協会において検討すること。

- ③ 利息及び延滞金の履行範囲が395日となっている取扱いは、財政投融资資金の償還確実性への影響が懸念されかねないため早急に協議を行い、是正すべきこと。

（以 上）